

令和 7 年度 森林 経営 管理 推進 事業 (林業リーディングモデル養成事業) 公募要領

令和 7 年 4 月 18 日

広島県農林水産局林業課

広島県では、森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）の公募を行います。

ついては、次のとおり申請を受け付けますので、この公募要領を熟読の上、申請してください。

1 事業の目的

この事業では、広島県内の林業経営者に対して持続的な林業経営を前提とした事業計画の検討や、経営戦略立案、組織改革等を支援することで、中長期的視点を有した経営力の高い林業経営者を育成することを目的とします。

2 補助対象事業

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）実施要領（以下「要領」という。）に基づき、補助事業者が、外部専門家（経営コンサルタント等）を活用し、経営戦略の策定や自己分析に基づく長期的経営・財務戦略、従業員の就労条件、安全管理に関する方針を策定するために行う取組を支援します。

3 補助事業者の要件

次の(1)(2)を満たすことが要件となります。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条に基づく認定事業主のうち、広島県内に本社（本店）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれにも該当しない者であること。

4 補助対象期間

交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までを原則とします。

5 事業規模

要領の別表 1 に定める「経営戦略等策定」に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 件あたりの補助限度額 6,000 千円の事業計画を、2 件程度採択する予定です。

ただし、最終的な採択件数、補助金交付決定額は、審査を経て知事が決定します。

補助事業の対象経費については別紙「森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）補助事業の手引き」を参考としてください。

6 審査方法等

別紙「森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）審査基準」に基づき、森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）審査会において審査を行います。結果については、採択または非採択にかかわらず、すべての申請者に文書で通知します。

7 申請書類

- (1) 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和 57 年 7 月 1 日制定。）別記様式第 2 号 事業（変更計画・実績）計画書及び別記様式 2 号の付 交付申請者概要説明書
- (2) 過去 3 か年分の決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) その他、外部委託を予定しているコンサルタントの見積書写し等、補足説明となる添付資料

8 申請書類の提出期限及び提出方法等

- (1) 提出期限
令和 7 年 4 月 30 日（水） 17 時必着
- (2) 提出方法
原則として電子データ（メール等）を提出してください。困難な場合、郵送してください。
- (3) 提出先
広島県農林水産局林業課 林業経営・技術指導担当
メールアドレス nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp
〒730-8511 広島市中区基町 10-52

9 申請における留意事項

- (1) 申請期間中の質問・相談等は、特定の申請者のみが有利となるような質問等については回答できません。
- (2) 期限を過ぎてからの提出は認められません。
- (3) 申請書類等の作成に係る経費は、申請者の負担とします。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。
- (5) 申請書類の作成の中で、不明な点があれば、担当までお問い合わせください。

10 今後の予定

4 月 30 日 申請書類の提出期限。
5 月上旬 審査の上、審査結果を通知し、補助金交付決定手続きを開始。
ただし、上記日程は変更となる場合があります。

11 事業の条件

事業の計画に当たり、実施の条件等については要領を参照してください。